

**法第 43 条第 1 項許可申請書作成時の留意点**  
**(法第 34 条第 1 号 日常生活のため必要な店舗等)**

図書の種類	明示すべき事項	備考
申請書	「建築物」又は「第一種特定工作物」のうち、該当するものを□で囲むこと。「新築」、「改築」、「用途の変更」又は「新設」のうち、該当するものを□で囲むこと。	土地の一部を申請地とすることはできない(例:○番の一部)。
	1 欄: 敷地全体の実測面積を記載すること(小数第 3 位を切り捨て、第 2 位まで)。なお、筆ごとの面積を記載する必要はない。	
	2 欄: 店舗等(具体的用途)	
	3 欄: 新築の場合は、斜線を記載すること。	
	4 欄: 法第 34 条第 1 号 日常生活のため必要な店舗等	
建築理由書 裏付け資料	店舗等を必要とする理由(申請者の現在の職業、住居、経歴、開業に至る経緯等)及び申請地を選定した理由(申請地付近の市街化調整区域内の集落の状況、申請地の立地条件、営業の見通し等)を記載し、記名のうえ、市長宛てとすること。	居住施設は不可とする。ただし、業務上必要な当直室及び入所者が福祉サービスを受けるための施設を除く。
	記載した理由を裏付ける資料を添付すること。	
事業計画書 裏付け資料	店舗等の名称、規模(敷地面積及び延べ面積)、開店(完成)予定時期、事業内容、取扱品目及び数量、取引先、経営者及び従業員数、作業時間並びに収支計画(売上見込は利用対象区域内の戸数に相応のこと)を記載し、記名のうえ、市長宛てとすること。	建築物の用途が地区集会所、消防団詰所又は防災資器材倉庫である場合は、「取扱品目及び数量、取引先、経営者及び従業員数、作業時間並びに収支計画(売上見込は利用対象区域内の戸数に相応のこと)」の記載を要しない。
	自動車修理工場の場合は、自動車販売、板金塗装をしないことを記載すること。	
	事業計画が具体的であることを裏付ける資料を添付すること。 (例:飲食店の場合のメニュー表等)	
資格証明書	営業に必要な免許等の写しを添付すること(原本と相違がないことを明記すること)。	免許を必要とする店舗等の場合に限り添付すること(例:食品衛生責任者)。
取引証明書	申請地の地番、店舗名称、取引品目及び数量並びに証明日付を記載し、取引事業者が記名のうえ、申請者宛てとすること。	
土地の登記事項証明書		・「登記情報提供サービス」により取得した不動

		<p>産登記情報も可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書を添付すること。</li> </ul>
住民票	申請者が個人である場合に限り添付すること。	
法人の登記事項証明書	申請者が法人である場合に限り添付すること。	法人の登記事項証明書については、「会社法人等番号」を申請書の申請者欄に記載することをもって代えることができる。
	目的欄には、申請に係る事業内容が記載されていること。	
付近見取図	<p>図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、市街化区域及び市街化調整区域の名称並びに区域界（橙色）、排水先の河川までの経路（黄緑）、放流先となる河川等の名称並びに使用した都市計画図の作成年度を明示すること。</p> <p>申請地が既存集落内の建築物の敷地から 50m 以内の土地であることを明示すること。</p> <p>なお、既存集落の明示方法は、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「半径 300m の円内に 100 戸以上の建築物がある」又は「50 戸以上の建築物が連たんしている」ことを表示すること。</li> <li>・建築物を黄色で塗りつぶし、必要戸数については「No. 1」から順に番号を付して記載すること。</li> </ul>	都市計画図（縮尺 1/2,500）の写しを使用すること。
	現地調査年月日を明示し、調査者を記名すること。	
土地の公図（写し）	<p>法務局交付の原本を正本に添付すること。なお、副本については、原本と相違がないことを明記した写しでも可とする。</p> <p>申請地（赤枠）及び排水河川までの経路（黄緑色）を明示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮小又は拡大コピーは不可とする。</li> <li>・申請地と隣接地との境界が字界等である場合は、対側の図面を添付するとともに、合成図を参考図として添付すること。この場合、申請地以外の部分については、「登記情報提供サービス」により取得したものを用いることができる。</li> </ul>
実測図	図面名称、縮尺及び作成者を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺は 1/1,000 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。</li> <li>・法務局の地積測量図の写しを用いる場合は、原</li> </ul>
	三斜計算又は座標等を記載し、求積の根拠を明確にすること。CAD による求積等、求積の根拠が明確でないものは不可とすること。	
	全体面積は、小数第 3 位を切り捨てて算出すること。	
	敷地境界の寸法を記載すること。	

		本と相違がない旨及び原本との照合者を記載すること。
敷地現況図	<p>図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、敷地境界の種類及び寸法、道路の建築基準法上の種類及び幅員（1路線につき2か所以上を明示し、実測値である旨を記載すること）、敷地・隣地・道路のレベル（造成の有無が確認できるよう記載すること。造成がない場合は、その旨を記載すること）、建築物の位置（青枠）及び用途、出入口の位置、がけ及び擁壁の位置・構造並びに法面が安定勾配以下であること（又は県告示第 899 号に基づく安全性が確認されていること）、排水施設（黄緑色で明示し、排水方向、種類及び寸法を記載すること）、最終枡の位置、表面水の流水方向（黄緑色で明示すること）、放流先の名称、占用許可又は承認工事等の区域並びに許可日及び番号を記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面名称は「敷地現況図」とすること。なお、当該図面には、建築後の土地利用計画が確認できるよう図示すること。</li> <li>・縮尺は 1/1,000 以上とすること（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。</li> <li>・隣地との境界線には小堤その他これに類する構造物を設けるなど、隣地との間に雨水の流出入が生じないように計画すること。</li> <li>・排水施設については、公共排水施設との接続部手前、折れ点及び管径又は内法幅の 120 倍以内の長さごとに枡を設けること。</li> </ul>
	<p>駐車場が必要な場合は、来客用・従業員用等の利用の別及び利用別台数を示した配置計画を記載すること。</p>	
排水施設構造図	<p>図面名称及び縮尺を記載し、最終排水枡並びに排水先の構造断面図を添付すること。</p>	<p>縮尺は 1/50 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。</p>
	<p>流出入配管の位置及び管径並びに泥だめの高さ（150mm 以上）を記載すること。</p>	
	<p>必要に応じて、グリーストラップを記載すること。</p>	
建物各階平面図	<p>図面名称、縮尺、面積表、主要寸法及び各室の具体の用途を記載すること（物置等附属建築物を含む）。</p>	<p>縮尺は 1/200 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。</p>
	<p>併用用途がある場合は、赤枠で明示すること。</p>	
	<p>管理施設及び倉庫を設ける場合は、それぞれの面積並びに管理施設及び倉庫の合計面積の延べ面積に対する割合を記載すること。</p>	
	<p>設計者の記名を行うこと（建築士法の規定による）。</p>	
建物立面図	<p>図面名称、縮尺及び高さを記載すること。2 面以上とすること（物置等附属建築物を含む）。</p>	<p>縮尺は 1/200 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。</p>
	<p>設計者の記名を行うこと（建築士法の規定による）。</p>	

委任状	土地の所在、主要用途、工事種別、委任事項、委任した日付及び申請者を記載すること。	申請者の氏名は、自筆である必要はない。
誓約書	日付、土地の所在、地積及び建物用途を記載し、「転売」、「賃貸」及び「用途変更」を行わない旨並びに「自己の業務の用に供する」旨を記載し、記名のうえ、市長宛てとすること。	申請者の氏名は、自筆である必要はない。
権利関係者の同意書	土地の所在、面積、地目、権利の種類、同意日付並びに権利者の住所及び氏名を記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権者の同意書を添付すること。</li> <li>・同意の相手は申請者とすること。</li> <li>・権利者の氏名は、自筆である必要はない。</li> </ul>
排水承諾書	土地の所在、面積及び用途並びに排水先の管理責任者の承諾がある旨を記載すること。なお、排水経路が隣地等をまたぐ場合は、当該土地の所有者が確認できる資料を添付すること。	
その他	技術基準（都市計画法施行令第26条、第28条及び第29条の規定）に適合していることを確認すること。	
	公的資料は、申請日前3か月以内に証明されたものを添付すること。	